

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、監査役制度を採用しており、コーポレート・ガバナンスを充実させるための会社の施策として、原則として毎週開催する「経営会議」(構成: 常勤の取締役・監査役及び議長が出席を認めた者)において、業務執行方針からリスク管理まで参加者の情報の共有化をはかることを最重要視しております。これによって、世の中の変化の早さに即応することと意思決定スピードアップをはかっております。取締役会(原則毎月1回以上開催)では、監査役の意見も積極的に徴し、特に業務推進の機能と牽制作用の機能を明確にし、リスク管理を含め経営の透明性の向上につながる運営に注力しております。

監査役会は、原則として、取締役会終了後に開催し、取締役会における審議の状況及び取締役の職務の遂行状況等につき検討を加え、必要に応じ次回の取締役会に反映させております。トップマネジメント(経営会議メンバー)と各部門のミドルマネジメント以下との関係において、いわゆる「報告・連絡・相談」の基本行動を重視しております。

当社は、効率的な経営によって持続的な成長を維持することにより企業価値を高め、その成果をステークホルダーである顧客、取引先、株主及び従業員に適切に配分していくことを重要な経営課題と位置付けております。そのために、常によりよい経営組織や制度を整備し、その効率的な運営を実現してまいります。

また、企業経営の適法性を常に意識し、さらに役員・従業員が強い倫理観をもち、企業存続の最も基本的な部分であるコンプライアンスを確保するよう鋭意努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ハピネット	11,000,000	25.15
株式会社アニメイト	3,400,000	7.77
MSIP CLIENT SECURITIES	735,000	1.68
東京コンピュータサービス株式会社	485,000	1.11
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	401,000	0.92
後藤雅征	320,000	0.73
エヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社	231,000	0.53
コムシス株式会社	210,000	0.48
コンピュートロン株式会社	200,000	0.46
松井証券株式会社	193,000	0.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
--

当社の監査役の内2名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。

また、経営監視機能としまして、取締役会に報告する「経営会議」での討議内容は、特に監査役のチェックを受ける体制としており、取締役会で承認を得る会計監査・内部統制部門の報告についても同様のチェックを受けております。

会計監査人には独立監査人としての立場から財務諸表等に対する意見表明をいただいております。

内部監査室は、1名で構成され、社長の直轄組織として監査を実施しております。監査結果については常勤監査役と協議し、必要に応じ改善指導を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 俊徳	他の会社の出身者													
水戸 重之	弁護士													
水谷 安秀	他の会社の出身者													
浅津 英男	他の会社の出身者											○	○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 俊徳	○	—	豊富なビジネス経験を踏まえ、主に経営のあり方及び内部統制の観点からの発言等により経営監視機能を強化しております。 また、一般株主と利益相反の生じない独立性を十分に有しているため、独立役員に指定いたしました。
水戸 重之		—	主に弁護士としての専門的な見地から、当社のコンプライアンス体制のあり方等についての発言等により経営監視機能を強化しております。
水谷 安秀		—	同業種で培われた豊富な経験と会計に関する高い見識を活かし、主に経営のあり方の観点からの発言等により経営監視機能を強化しております。
浅津 英男		—	上場企業の最高財務責任者を務めた会計に関する高い見識を活かし、主に経営のあり方の観点からの発言等により経営監視機能を強化しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役賞与については業績連動とすることにより、業績の向上に努めています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

第22期実績

取締役4名 70,750千円(うち社外取締役1名 - 千円 ※役員賞与25,000千円含む)
監査役3名 12,000千円(うち社外監査3名 12,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

[更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬額は、定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各人の報酬額を代表取締役が決定しております。また、監査役報酬についても、定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役間にて協議し、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

内部監査室は、1名で構成され、社長の直轄組織として各本部に対して監査を実施しております。監査結果については常勤監査役と協議し、必要に応じ改善指導を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）[更新](#)

当社の内部管理体制の特徴は、常勤取締役・常勤監査役及び議長が出席を認めた者が出席して原則として毎週開催する「経営会議」においてまず情報の共有をはかり、重要事項の討議及び取締役会決裁事項の事前確認を行うことにあります。これは、当社を取り巻く状況の変化が早く、この流れに即応すること、リスク情報を共有すること、さらに一部の独断専行が起こらないように実施しているものであり、当社の企業規模と実情を踏まえた上で最適な体制であると考えております。「経営会議」での討議内容は取締役会に報告し、特に監査役のチェックを受ける体制としております。通常の意思決定については稟議制度を採用し、組織・職務分掌規程及び職務権限規程に則り、とりおこなっております。また、案件に応じて複数の弁護士に依頼して、法律的な判断をする事項について助言を求めております。

また、当社は、コーポレートガバナンスにおいては、外部からの客観的かつ中立の経営監視機能が重要であると考えております。経営の意思決定と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名を高い専門性および独立性を有する社外監査役とし、内1名を独立役員に選任することで、外部からの経営監視機能を十分に整えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社を取り巻く状況の変化が早く、この流れに即応すること、リスク情報を共有すること、さらに一部の独断専行が起こらないように実施しているものであり、当社の企業規模と実情を踏まえた上で最適な体制であると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	定時株主総会閉会後、同日に経営近況報告会を開催し、進行期における会社の近況・展望等について来場した株主へ報告する場を設けております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のIRに関するコーポレートサイトURLは、 http://www.broccoli.co.jp/company/ です。 掲載している投資家向け情報「IR情報」は、「事業報告」、「プレスリリース」、「電子公告」、「IRカレンダー」となっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、管理本部財務経理部であります。	
その他	アナリスト・機関投資家の要望に対し、当社管理本部のメンバーによる個別訪問などによる説明・取材対応を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
その他	当社は、当社を取り巻くステークホルダーを尊重する姿勢を明確にするため、その主旨を記した「経営理念」を定めております。 経営理念 我々は懸命に働く企業風土を誇りとし、 その努力を確実に利益につなげるスキームを常に創出し、 もって全てのステークホルダーの満足度最大化を目指す。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、効率的な経営によって持続的な成長を維持することにより企業価値を高め、その成果をステークホルダーである顧客、取引先、株主及び従業員に適切に配分していくことを重要な経営課題と位置付けております。そのためには、よりよい経営組織や制度を整備し、効率的な運営を実現していくとともに、企業経営の適法性を常に意識し、役員・従業員が強い倫理観をもちながら、企業存続の最も基本的な部分であるコンプライアンスを確保するよう努める事が、重要な課題であります。

上記のような業務の有効性、効率性及び適正性を確保するため、会社法第362条5項及び同条第4項第6号に基づき、内部統制システムの構築に関する基本方針を定めるものであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社を取り巻く変化に迅速に対応し、さらに一部の独断専行が起こらないよう、

原則として毎週開催する「経営会議」(構成:常勤の取締役・監査役・経営企画室長)において、情報の共有化と重要事項の討議及び決済を行っております。

また、この内容は毎月の取締役会において報告され、特に監査役のチェックを受けることで経営の透明性の向上を図っております。

さらに業務の適正性を確保するため、以下のことを行なっています。

(1) 取締役は「組織・職務分掌規程」、「職務権限規程」において定められた責任と執行の手続きに則り業務を行い、常に業務を見直し、改善していく努力をします。

(2) 使用人は「報告・連絡・相談」を重視し、悪い情報ほど早く報告します。

(3) 監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、問題について指摘を行います。取締役は指摘された問題につき迅速に対応を行います。

(4) 内部監査室は、代表取締役社長の直轄の組織として本社に対し監査を実施し、問題のあった部署に対し改善を求めていきます。

(5) コンプライアンスを社員研修における重要なテーマとして取り上げ、その徹底を図ります。

(6) 社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持と向上を図ります。

(7) 法的判断を要する案件については速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制をとります。

(8) 取締役及び従業員が監査役又は監査役会に対して当社の内部統制上の問題等に関する情報提供を行った場合、当該取締役及び従業員は、かかる情報提供を理由にいかなる不利益な取り扱いを受けないものとします。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有化するため、前述の「経営会議」を行い、リスク評価とその対応策を検討しております。また、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部のアドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は経営会議を経て取締役会に報告します。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

3. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

財務経理部及び総務部は、取締役の職務の執行に係る情報(稟議書、取締役会及び経営会議など意思決定に係る情報)について、「稟議規程」、「文書管理規程」等に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で記録・保存・管理することとします。

監査役は必要に応じて上記保存及び管理が関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、取締役会に報告します。

上記「稟議規程」及び「文書管理規程」他関連規程は必要に応じて適時見直し、改善を図るものとします。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

代表取締役社長は自ら、年次経営計画に基づいた各本部の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかどうかを「経営会議」において監督します。各本部担当取締役は、年次計画に対して実施すべき具体的な施策と、その実現に最適な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を経営会議において定期的に報告します。これにより、種々の変化に対応した施策及び効率的な業務遂行体制の構築と、それを阻害する要因の分析とその改善を図っていきます。

また、代表取締役社長又は各本部担当取締役は、必要に応じ下部委員会を開催し、全社的な施策を展開していきます。

5. 監査役の職務を補助すべき使用者に関する体制と当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

現在、当社では監査役の職務を補助すべき使用者は配置していませんが、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会が監査役と協議の上、これを指名することとします。また、監査役を補助する期間中同使用者への指揮は監査役が行い、同使用者の評価、人事異動、給与等の改訂については監査役会の同意を得たうえで決定することで取締役からの独立性を確保するものとします。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとします。取締役及び使用人は、業務又は業績に重大な影響を与える事項について、直ちに監査役に報告するものとし、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

現在、監査役は定期的に監査法人と意見交換を行っておりますが、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合にはその他外部の専門家との連携を図れる環境を整えております。なお、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

当社では、上記基本方針に基づく業務の適正を確保するための体制等の整備について、定期的に点検を行い、その結果を、経営会議を通じて取締役会に報告することにより、適切な運用に努めています。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要是以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行について 代表取締役社長が主宰する「経営会議」を毎週開催(当事業年度は計51回開催)し、取締役所管情報の共有化と重要事項の討議及び取締役会決裁事項の事前確認等を行いました。また、討議及び事前確認された内容は、毎月の取締役会(当事業年度は計18回開催)において付議や報告がなされ、特に監査役のチェックを受けました。

(2) リスク管理体制について 前述の「経営会議」を開催し、そこで業務又は業績に重大な影響を与える業務提携等について、リスク評価とその対応策を検討しました。弁護士を含む外部のアドバイザーの意見を聴取し、監査法人との意見交換を行うなど、外部の専門家との連携により、経営判断を補強しております。

(3) 監査役の職務の執行について 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書として、主に業務又は業績に重大な影響を与える業務提携や、不動産賃貸に係る契約書等の内容及び文書の保管・整備状況について、内部監査室と連携して取締役及び使用人にヒアリングの実施・内容及び管理状況の確認等を行い、経営に対する監視強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また反社会的勢力による不当な要求に対しては毅然とした態度で対応してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

敵対的な買収の場合、当社として不利益になる行為があったとしても、当社の財産は人材そのものであるため、対抗できるものと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
